

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

【告示】

健康推進課

○ 随意契約の相手方の決定

税務課

○ 県営土地改良事業の工事完了

耕地課

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

○ の完了

〃

目次

担当課（室）

令和6年4月30日 岡山県公報第12595号

◎岡山県告示第二百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年四月三十日

指定を更新した医療機関

名称

渡辺クリニック

ドレミ薬局 連島店

所在地

笠岡市中央町二―八

倉敷市連島町鶴新田一七三四―五

更新年月日

令和六年四月二十六日

令和六年四月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和6年4月30日 岡山県公報第12595号

〔二二一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和六年四月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
税務システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
一五三、五七五、〇七〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一三、九六一、三七〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和6年4月30日 岡山県公報第12595号

〔二二二〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和六年四月三十日

地区名	工種	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
児島七区	樋門			令和五・八・二八
錦六区	かんがい排水			令和五・九・一三
大木谷池	ため池			令和五・一〇・二二
幸西	用排水施設整備			令和六・三・一四

令和6年4月30日 岡山県公報第12595号

〔二二三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画汚物処理場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画汚物処理場

二 都市計画の変更年月日

令和六年四月十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室において縦覧に供する。

令和6年4月30日 岡山県公報第12595号

〔二二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年四月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字樋ノ尻三三三六番

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目三番七―二号ブルースタ―東宮B館二〇七号室

小川 駿

小川 誉乃佳

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月十九日岡山県指令建指第三七九号

令和6年4月30日 岡山県公報第12595号

〔二二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年四月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三二八番一、三二八番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

高梁市和田町二〇六一番地五 B―一〇一

横道健太郎

横道 佳苗

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月八日岡山県指令建指第四一―一号